

苫前町公共施設等総合管理計画

平成28年11月
(令和4年2月改訂)

北海道苫前郡苫前町

目次

はじめに

第一章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的
2. 位置付け
3. 方針期間
4. 対象範囲

第二章 町の現状

1. 人口推移
2. 財政状況
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

第三章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題
2. インフラ資産の現状と課題
3. 有形固定資産減価償却率（資産老朽化率）の推移
4. 将来負担経費の推計
5. 公共施設の管理上の課題

第四章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針
2. 総合管理計画の具体的な取組
3. 総合管理計画の実行
4. 実行体制の整備

最後に

はじめに

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や町民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設の大規模更新時代の到来と義務的経費の増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要になっています。

本町においても同様な状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な行政サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的視点に基づく取組が必要不可欠であると考えております。

このため、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指した「苫前町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいりましたが、平成30年2月総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示されています。

本町においても長期的に公共施設等の更新・統廃合・改修等の施策を計画的に推進していくため、「苫前町公共施設等総合管理計画」の見直しを行い、財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取り組みを実施します。

第一章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本町では、昭和50年代の高度成長期から町民のニーズに応じて役場庁舎を始め「教育施設」「町営住宅」などの公共施設を建設してきました、平成にはいつてからは、「苫前町公民館」「新日本海地域交流センター」、下水道事業をはじめ、「風のまち「とままえ」の象徴的シンボルとして」民間による風力発電と歩調を合わせ、町営の風力発電施設を建設し、内外へ本町のアピールをしてきております。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会構造や町民ニーズも当時とは大きく変化していると思われ、公共サービスのありかたを改めて見直す必要に迫られております。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要となると見込まれます。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町民税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であると言えます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な財政運営を実現するためには、個々の公共施設を単に管理して行くのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運営していく「資産経営」の視点を持つことが必要となります。

しかしながら、本町の特徴の一つである中心市街地が2ヶ所で形成されていることから、これまで各市街地に似通った施設を建設してきた経緯もあり、これら施設の統廃合も今後の施設管理には大きな課題となることが予想されます。

このため、本町では、効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばしたり、施設の利用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する方向性を示すため、苫前町公共施設総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定したものです。

2. 位置付け

基本方針は、最上計画である「第5次苫前町総合振興計画」を含めた町の関連計画との整合性を図るとともに「第5次苫前町総合振興計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組を示すものです。

3. 方針期間

総合管理計画の推進においては、中長期的な視点が不可欠であることから平成28年度からの20年間を対象とします。なお、期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとします。

4. 対象範囲

本町の所有する財産のうち、全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。

■対象分類表

大分類	分類名
建築物	福祉・厚生系施設
	教育系施設
	産業系施設
	町営住宅
	教員住宅
	その他
風力発電施設	風力発電風車
	(航空障害塔)
	発電機室
インフラ	道路
	上下水道
	公園

■分類別・年度別延べ床面積

(単位：㎡)

年度	福祉・ 厚生系 施設	教育系 施設	産業系 施設	町営 住宅	教員 住宅	水道 会計	下水道 会計	風車 会計	その 他	計
～1971	66	1,582	0	3,403	666	101	0	0	926	6,744
1972～ 1976	850	6,395	1,691	355	416	271	0	0	283	10,261
1977～ 1981	788	0	0	0	152	3	0	0	3,800	4,743
1982～ 1986	738	2,149	82	839	771	851	0	0	0	5,430
1987～ 1991	301	527	1,389	2,812	224	475	0	0	237	5,965
1992～ 1996	301	4,578	0	3,951	84	0	0	0	2,606	11,520
1997～ 2001	388	1,561	6,284	3,262	0	130	0	78	17	11,720
2002～ 2006	40	2,393	0	427	0	370	1,580	0	2,097	6,907
2007～ 2011	0	10	0	0	0	0	0	0	180	190
2012～ 2015	0	2,876	0	0	0	0	0	0	0	2,876
2016～	75	1,240	2,255	217	48	△121	0	0	225	3,939
計	3,547	23,311	11,701	15,266	2,361	2,080	1,580	78	10,371	70,295

※公有財産台帳・固定資産台帳 加工

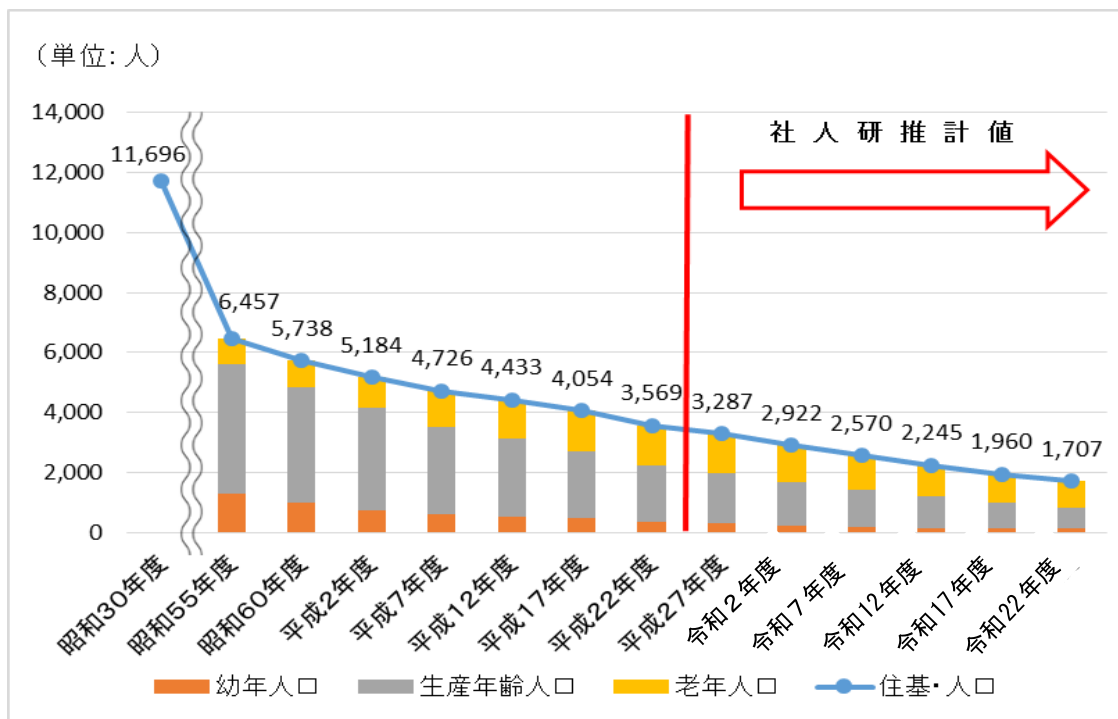
第二章 町の現状

1. 人口推移

当町の人口は、昭和30年の約11,700人から徐々に減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月にまとめた将来推計によると、令和22年には約1,700人まで減少するとされています。

また、人口構成については、生産年齢（15歳～64歳まで）が大幅に減少する一方、少子高齢化がより進行すると見込まれています。

■人口推計シミュレーション（5年ごとの数値）



(出典) 平成22年度までは住民基本台帳、平成27年度以降は「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）に基づき作成。

平成17年度から平成22年度の人口の動向を勘案し、将来人口を推計。

全国の稼働率が、今後も一定程縮小すると仮定した推計。

2. 財政状況

(1) 歳入

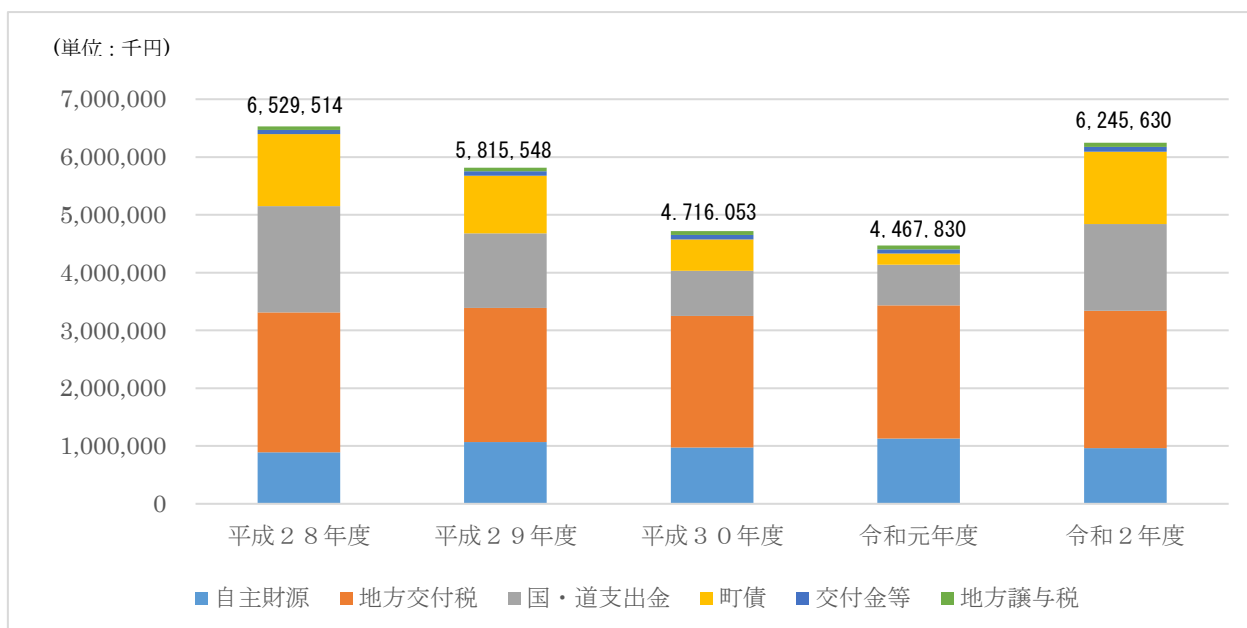
令和元年度までは、大規模な施設改修が無く、経費削減に努めて参りましたが、令和2年度については役場本庁舎の耐震化補修により建設事業費が増大し、それに伴い町債の増加となっています。

令和2年度については、新型コロナウイルス関連の国・道補助金の収入がありました。一時的な増加となります。

事業に左右されない地方交付税は平成28年の24.1億円が最も多く、過去5年の平均では約23.3億円となっています。

自主財源については、それほど大きな変動はありませんが、今後の人口減少により、さらなる減少が予想されます。

■年度別収入財源（平成28年度から令和2年度迄）



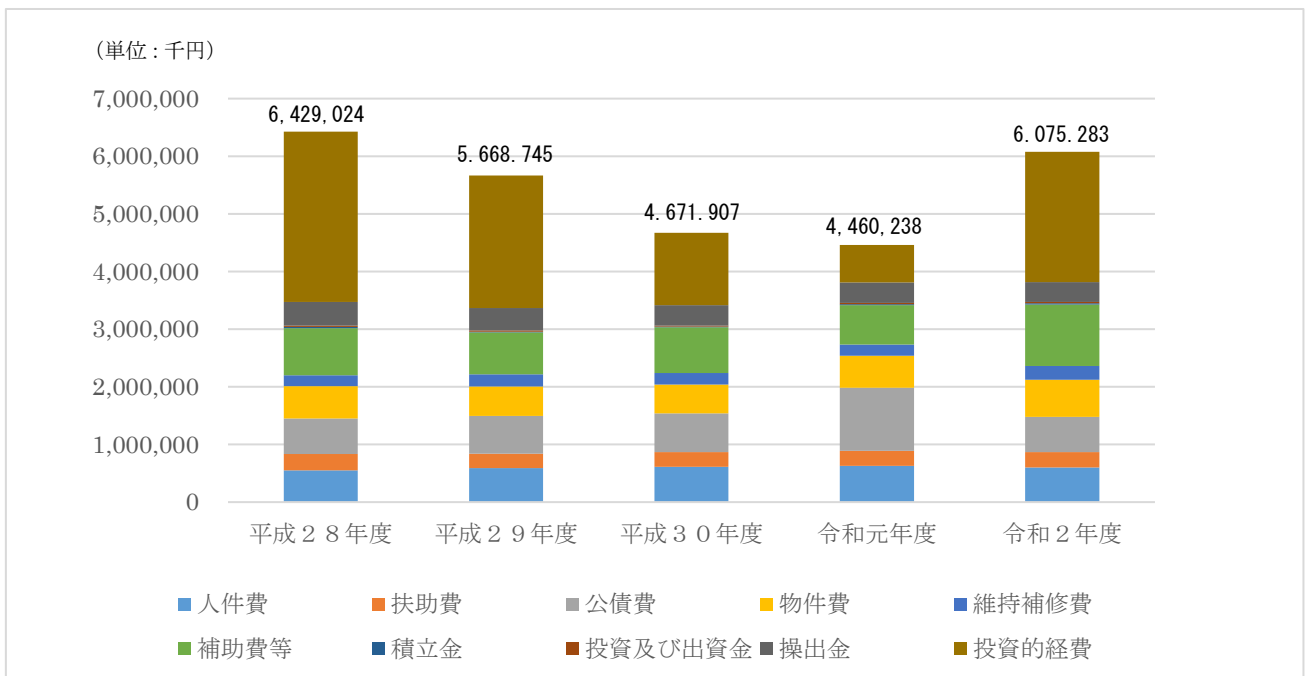
*各年度財政状況調査 引用

(2) 歳出

歳出のうち、人件費について、平成28年度の5.5億円に対し令和2年度では6.0億円と増加傾向にあります。

本町の高齢者人口は平成26年度をピークとし、人口推計では人口減少とともに高齢者人口、幼年期人口ともに減少することから、扶助費の大幅な増額は見込まれないと思慮しております。しかし、人口減少による歳入の減少を考慮する場合、全体予算に対する扶助費の比率としては増加していくものと推測されます。

■ 歳出状況解析図（平成28年度から令和2年度迄）



* 各年度財政状況調査 引用

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢の減少に伴う個人町民税の減収が予想され、人口の減少等から収入減は避けられない状況にあります。

また、法人町民税については企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが困難な状況においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

このことなどから、当町一般財源総額の増額は期待できない状況にあります。

歳出では、施設の老朽化による維持補修費及び施設更新にかかる投資的経費が増加して行くものと考えられます。

また、町債の借り入れによる公債費の比率も増加していくと見込まれます。

以上のことから、当町の財政状況は、今後、より厳しいものとなってゆくことが想定されます。

第三章 公共施設の現状と課題

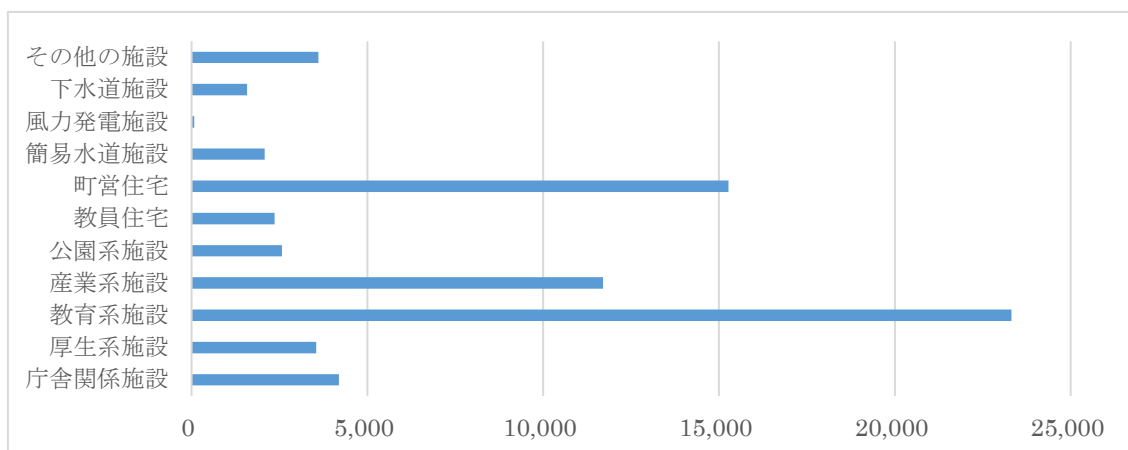
1. 公共建築物の現状と課題

(1) 施設の保有状況

基本方針が対象とする施設数は、令和3年3月末時点で238施設 70,295㎡であり、町民一人当たり24.0㎡となっています。施設群としては教育系施設が(23,311㎡)が最も多く、続いて町営住宅(15,266㎡)となっており、この2つの群だけで全体の55%を占めています。

■分類別延べ床面積

施設分類	延べ床面積 (㎡)	割合	人口一人当たりの延べ床面積 (㎡)
庁舎関係施設	4,190	6.0%	1.4
厚生系施設	3,547	5.0%	1.2
教育系施設	23,311	33.2%	7.9
産業系施設	11,701	16.6%	4.0
公園系施設	2,572	3.7%	0.9
教員住宅	2,361	3.4%	0.8
町営住宅	15,266	21.7%	5.2
簡易水道施設	2,080	3.0%	0.7
下水道施設	1,580	2.2%	0.5
風力発電施設	78	0.1%	0.0
その他の施設	3,609	5.1%	1.2
計	70,295	100.0%	24.0



*町民一人当たりの面積の算定にあたっては、令和3年3月末の当町住基台帳人口(2,935人)を使用。

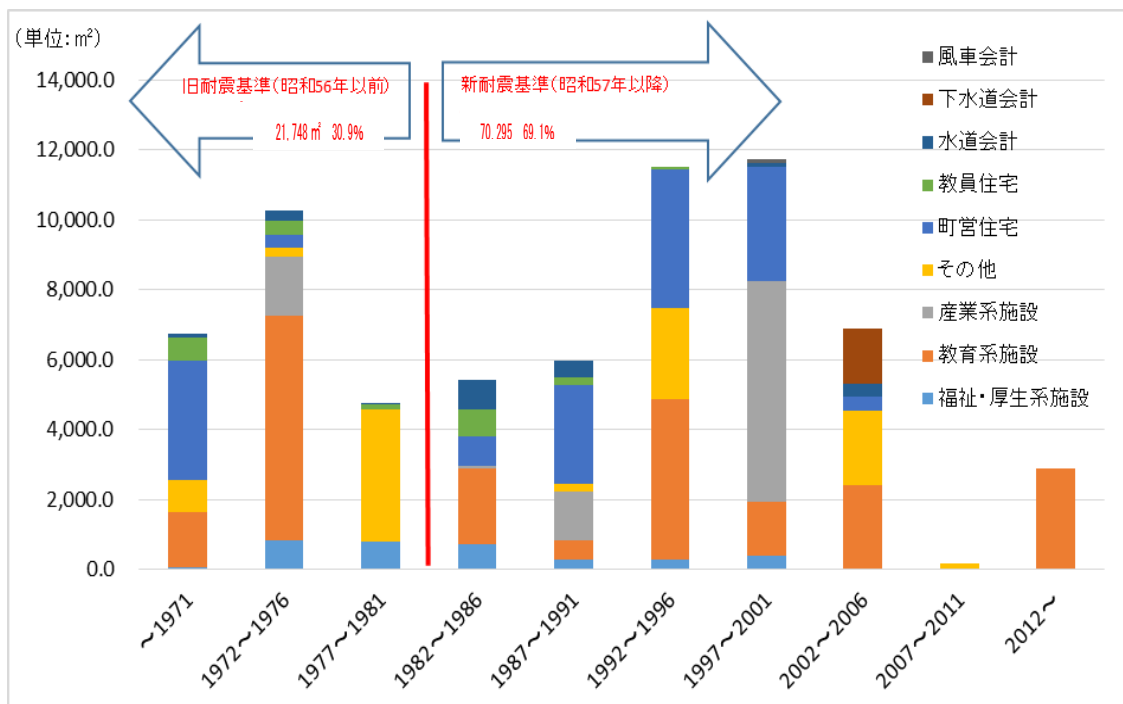
(2) 築年別整備状況

本町の公共建築物の多くは1981年(昭和55年)から1985年(昭和59年)に建設されたものが全体の58.3%を占めており、これら建築物等が建設後35年～11年を経過しています。

通常、建物の耐用年数は鉄筋コンクリート造で60年、木造で30年程度であるが、これまでの公共建築物の建て替えは、建築後40年程度で更新されており、今後5年～10年で多くの建物の更新時期が訪れることとなります。

また、旧耐震基準である1981年(昭和55年)以前に建築された建築物は全体の32.8%となっています。

■ 取得年度別・分類別延べ床面積 (5年ごとの集計)



(3) 課題

前述のとおり、本町の公共建築物は、今後急速に老朽化が進行しています。

これらの公共建築物の維持更新費用が増大して行くものと見込まれる中、厳しい財政状況の範囲において、いかにして計画的かつ効率的に対応しゆくかが重要な課題となります。

今後15年間に要する維持更新費用を試算（既に計画を有するものは計画により計上）すると、総額で約116.7億円（年間で約7.8億円）となります。

また、これまで実際に支出してきた維持更新費用は過去5年間で約124.5億円、年平均で約24.9億円が支出されています。これは、学校・保育所改築経費、穀類乾燥調整施設建築経費、役場庁舎耐震化補修・苫前地区コミュニティーセンター建築経費、風力発電施設更新費及び下水道事業費を含んだ額であり、これを除いた過去5年間の維持更新費用は約65.6億円で、年平均で約13.1億円となります。

■年度別・会計別維持更新費用（平成28年度から令和2年度迄）

項目		H28	H29	H30	R元	R2	計	5年平均
一般会計	維持修繕費	186,809	212,514	200,290	195,352	242,553	1,037,518	207,504
	投資的経費	2,958,276	2,301,333	1,255,564	651,244	2,259,219	9,425,636	1,885,127
簡水会計	維持修繕費	39,916	82,910	37,969	47,040	68,803	276,638	55,328
下水道会計	維持修繕費	45,278	43,245	41,017	40,399	45,572	215,511	43,102
	下水道事業費	45,270	77,952	55,048	17,135	13,278	208,683	41,737
風力会計	維持修繕費	30,929	34,738	24,674	15,861	28,610	134,812	26,962
	風力事業費	0	41,817	296,037	694,105	119,033	1,150,992	230,198
計		3,306,478	2,794,509	1,910,599	1,661,136	2,777,068	12,449,790	2,489,958

（単位：千円）

*H28～R2：学校・保育所改築費1,413,998千円、穀類乾燥調整施設建築経費1,842,456千円、役場庁舎耐震化補修・苫前地区コミュニティーセンター建築経費1,276,033千円、風力発電施設更新費：1,150,992千円、下水道事業費208,683千円 総計5,773,129千円

2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の現状

本町の主なインフラ資産の保有量は、次のとおりとなっております。

種 別	主 な 施 設		施 設 数
道路	道路延長	総延長	220.3 km
		舗装延長	123.8 km
		未舗装延長	96.5 km
橋梁		橋梁	53橋
農業等施設	林道		6.5 km
	農道		0 km
	排水路		8.1 km
公園施設	都市公園		8箇所
簡易水道	管路延長		157.4 km
	浄水場（取水・導水ポンプ場含む）		3箇所
	配水池		3箇所
	量水器室		6箇所
下水道	管路延長（R2現在）		33.4 km
	浄化センター		3箇所
	マンホールポンプ施設		9箇所

(2) 課題

本町のインフラ資産のうち、町道延長数は留萌振興局管内で2番目で、市町村面積に対する割合でも3番目の延長となっております。舗装済路線（簡易舗装を含む）も全体の56.2%で簡易舗装路が多い状況です。一般舗装の耐用年数15年、簡易舗装の耐用年数を10年として改良を行う場合、年間2.1億円程の修繕費を必要とするほか、橋梁についても耐用年数に近いものが2橋有するなど、今後急速に老朽化が進行して行くことが懸念されます。下水道については、管渠布設工事はほぼ終了しており、その管路は現在の基準を満たした内容となっていることから、ここしばらくは施設の維持管理以外の費用負担は生じないと思われま。

また、簡易水道については、配水管路157.4 kmを有しており、その老朽化による漏水や破損などが懸念されます。

3. 有形固定資産減価償却率(資産老朽化率)の推移

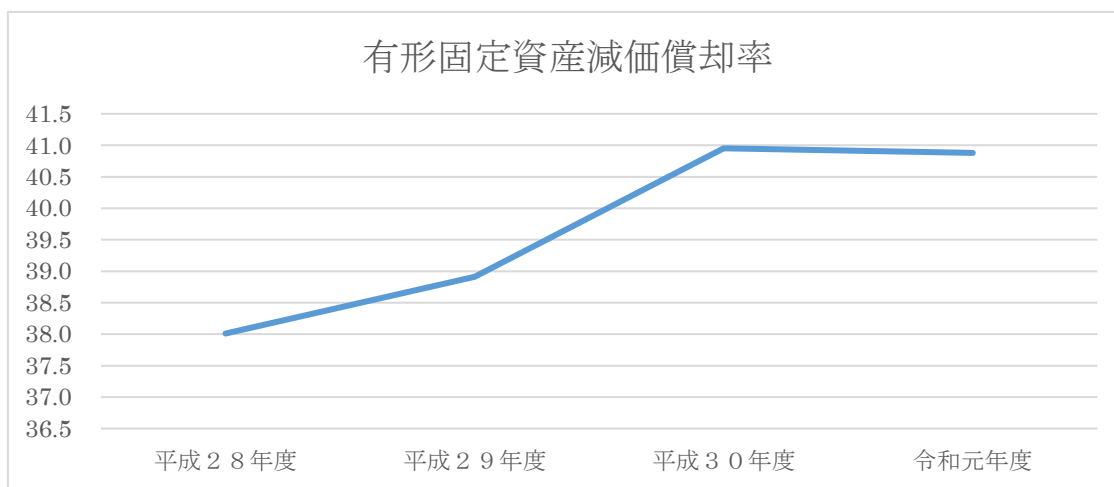
耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

比率が高いほど、老朽化が進んでいることになり、平均的な値としては、35～50%程度となります。当町においては40%程度になっており、徐々に老朽化が進んでいます。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／（有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額）×100

	有形固定資産合計額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却率
平成28年度	50,334,226	30,862,558	38.0%
平成29年度	50,202,907	31,980,327	38.9%
平成30年度	48,498,586	33,636,250	41.0%
令和元年度	43,776,846	30,267,238	40.9%

(単位：千円・物品は対象外)



4. 将来負担経費の推計

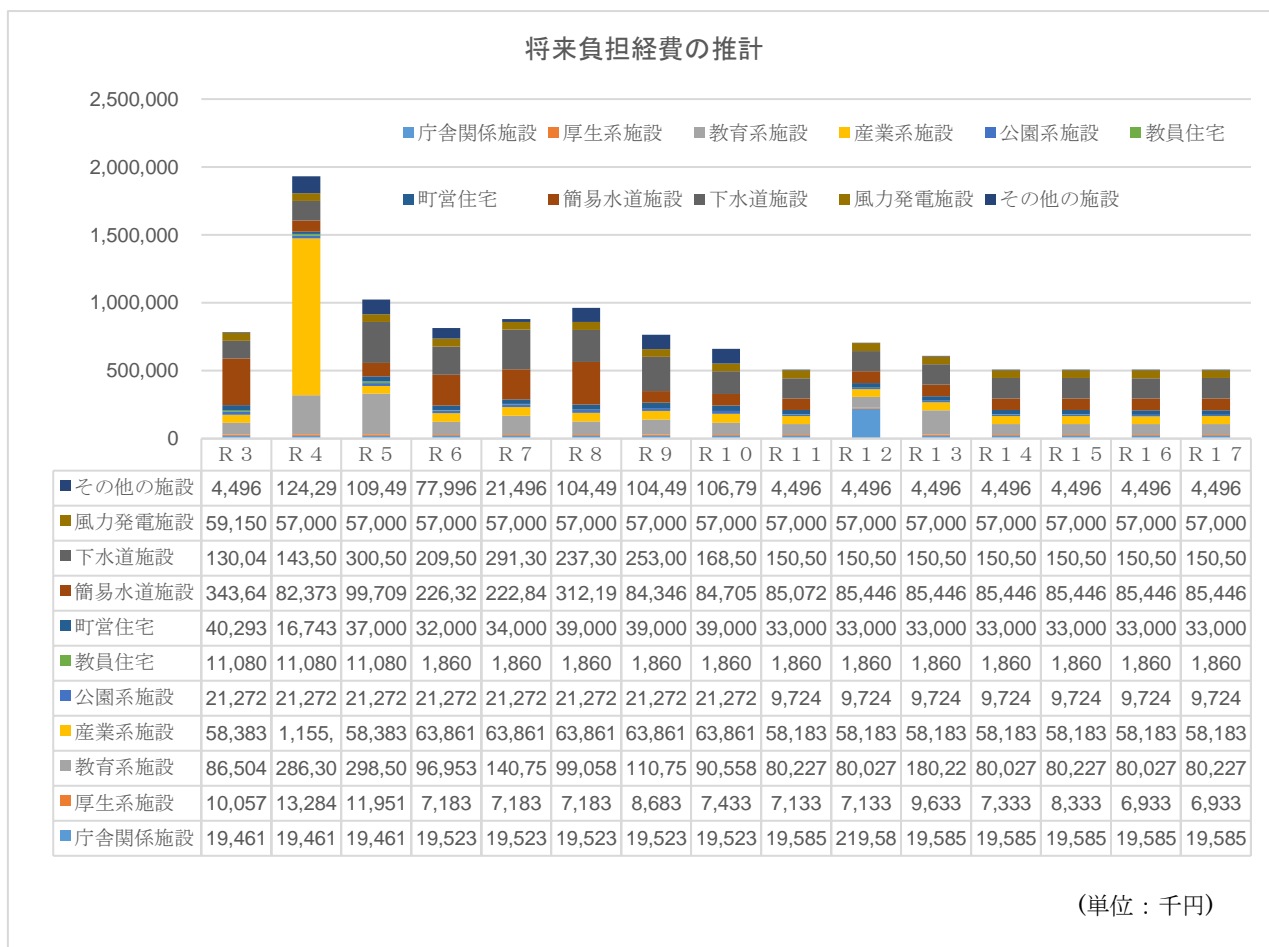
公共施設の将来負担経費について、個別施設計画等により長寿命化対策を反映した場合、今後15年間にかかる費用は約116.7億円、年間では7.8億円が必要になると見込まれます。

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合は、15年間で約133.0億円、年間で8.9億円と予想され、長寿命化対策により15年間で16.3億円、年間で1.1億円の経費節減となります。

なお、町営住宅・簡易水道・下水道使用料及び風力発電売電収入など歳入を考慮していないため、年間約2億円程度負担が抑えられます。

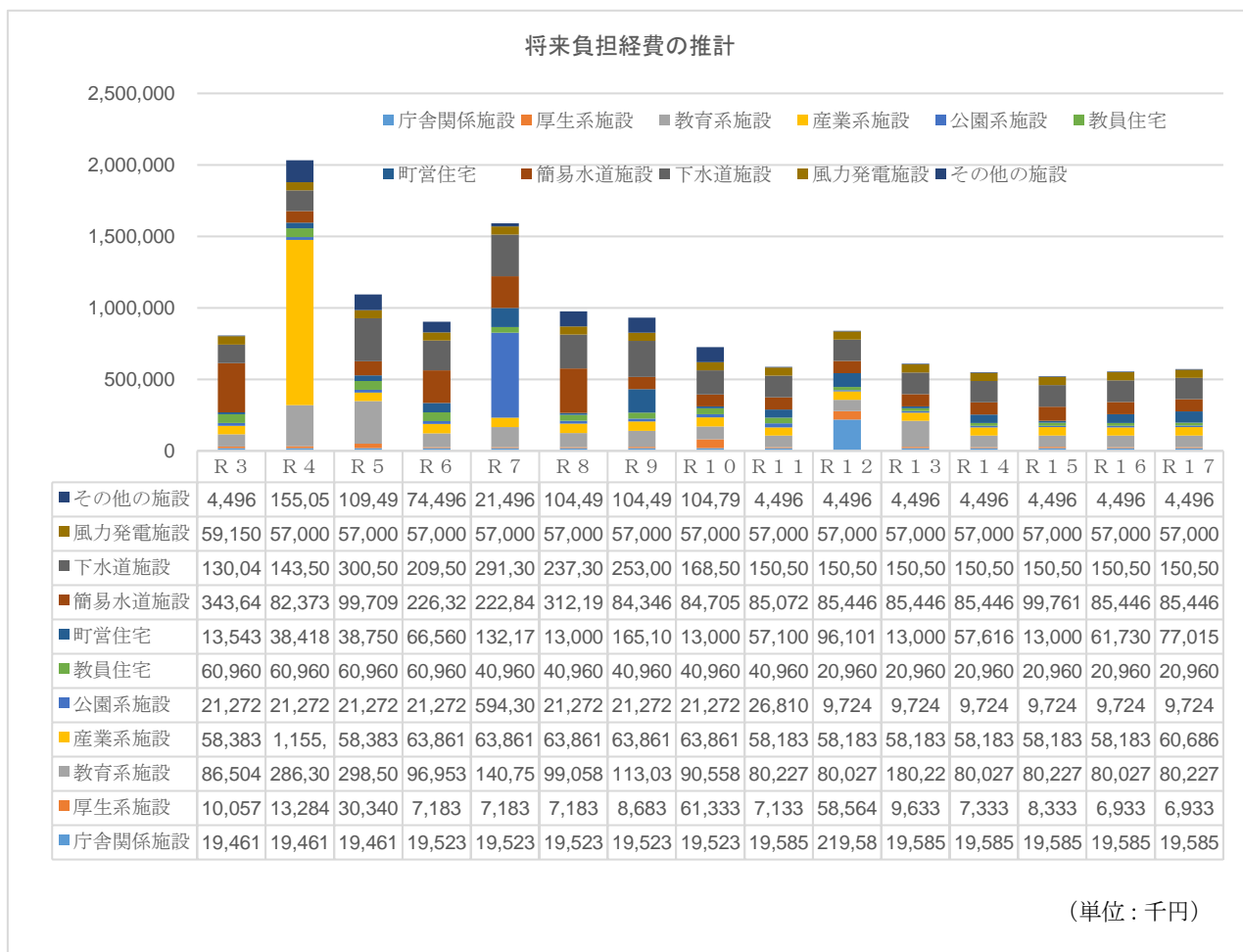
また、令和5年度以降については大規模改修等の大型事業の予定がなく、インフラ整備も計画分は終了しているため、経費負担額はほぼ横ばいで推移していく予定です。

○長寿命化対策を反映した場合

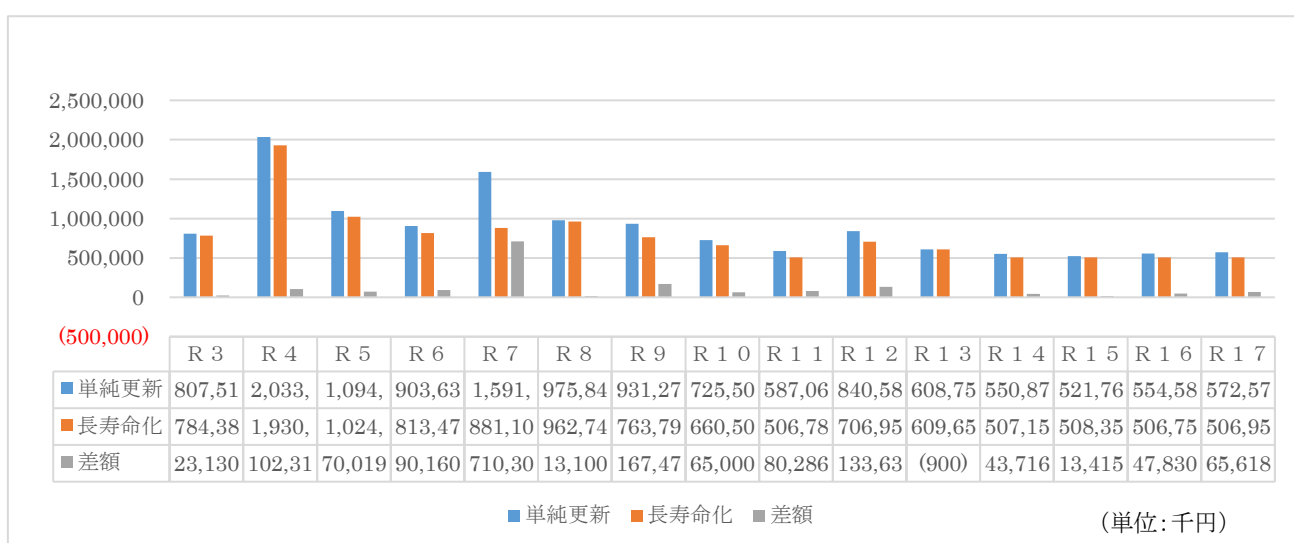


*R4、新日本海地域交流センター大規模改修1,097,030千円(産業系施設)

○耐用年数経過時に単純更新した場合



*R4、新日本海地域交流センター大規模改修1, 097, 030千円（産業系施設）



5. 公共施設の管理上の課題

従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とし単年度会計であるため公共施設の建設から解体までに必要とする建設費、維持修繕費、解体費など施設の管理運営に係る費用を含めた全ての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年度の発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設に係るコストを把握するとともに、保有する公共施設の資産状況を把握し、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1. 総合管理計画の3つの基本方針

これまで述べてきた現状や課題に対し、健全で持続可能な財政運営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運営していく「資産経営」の視点を持つことが必要となります。

このため、本町では、以下の3つの基本方針に基づき、総合管理計画を推進していきます。

基本方針1 公共施設総量資産の適正化

基本方針2 公共施設の長寿命化の推進

基本方針3 地域（民間）活力の導入

基本方針 1 公共施設の総資産量の適正化

公共施設のありかたや必要性について、町民ニーズや政策適合性、費用対効果などを考慮しながら、適正な施設保有量を実現します。

さらに、公共施設の改修、更新においては、誰にとっても「使いやすい」「わかりやすい」ユニバーサルデザインに考慮した施設整備を実施します。

公共建築物については、人口減少と厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の維持・縮減を推進することとし、インフラ資産については、町民生活における重要性及び道路、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの整備計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

基本方針 2 公共施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持補修を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

特に、新日本海地域交流センターは、町内外の利用により突発的な事故による休館等が許されない施設であることから、より慎重な維持計画の策定により長寿命化を図る必要があります。

基本方針 3 地域（民間）活力の導入

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

また、各集落に有する集会施設については、これまで以上に地域住民が利用する自由度を高めるとともに、地域住民による「行政に頼らない施設の維持管理」を目指します。

2. 総合管理計画の具体的な取組

「総合管理計画の3つの基本方針」を踏まえ、以下の具体的な取組により総合管理計画を推進していきます。

(1) 総資産量の適正化

① 公共建築物

- ・保有施設の廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組みます。
- ・施設の新設が必要な場合は、中長期的な視点で費用対効果またユニバーサルデザインを考慮して行います。
- ・施設の廃止により生ずる土地については、その有効利用を地域住民とともに有効利用を行います。

② インフラ資産

- ・インフラ資産の整備にあたっては、社会経済情勢や町民ニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ、財政状況を勘案し、中長期的視点から必要施設の整備を計画的に行います。
- ・整備や更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(2) 長寿命化の推進

① 公共建築物

- ・長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理（計画保全）を推進することにより、施設を安全に長持ちさせ、ライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・建て替えなど、更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

②インフラ資産

- ・道路、河川、上下水道、公園といった施設の種類ごとの特性や、施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。
- ・ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

(3) 地域（民間）活力の導入

①公共建築物

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP／PFIなどの手法により管理できる施設を検討し、積極的な活用を図るようにします。
- ・包括的民間委託発注などの効果的な契約方法の検討を行います。
- ・町内会館等の地域集会施設の維持管理を町内会に一任するなど、これからも適正な管理に努めます。

②インフラ資産

- ・研究機関や企業と連携し、新技術や新制度を取り入れ、効率的な維持管理を図ります。
- ・包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行います。

3. 総合管理計画の実行

総合管理計画の推進を円滑にし、実行性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する部署（以下「施設所管課」という。）と総務財政課とが連携し、次の方策により実行していくこととします。

(1) 公共建築物

①方向性の検討（施設所管課・総務財政課）

施設所管課においては、特に策定の必要がない場合を除き「個別施設計画」を策定し、その他のものについては施設群別に施設の利用度、維持管理コスト、老朽化度を分析するとともに、将来的な町民ニーズの予測や政策適合性を加味し、今後、各群の長期的な施設整備の方向性を示します。

②現状把握

施設所管課において、個別施設ごとに、利用度、維持管理コスト、老朽化度などを検討し、廃止、他の施設と統合、改善、継続に区分します。

③庁内検討及び町議会協議

施設の廃止、統合は、施設所管課や庁内だけではなく、各地域においてもその決定は容易ではなく、個々への説明と理解が不可欠であります。

このため、公共建築物の廃止、統合については、次の手順で協議して行います。

- ・施設所管課と総務財政課の協議
- ・町理事者を交えた協議
- ・議会議員を交えた協議（委員会など）
- ・住民説明会

(2) インフラ資産

インフラ資産については、複合化・集約化等の改善や、用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって方向性を示していきます。

① 方向性の検討（施設所管課・総務財政課）

道路、河川、上下水道、公園といった施設ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討します。その結果を基に施設の重要度に応じた、個別の維持管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

②現状把握（施設所管課）

定期的な点検により劣化進行等の状況を把握します。

③更新・補修の実施（施設所管課）

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し、実施します。

④取組の見直し（施設所管課・総務財政課）

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を設定します。

4. 実行体制の整備

(1) 推進体制

総合管理計画の推進にあたっては、総資産量を把握し、全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。

(2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくには、事業担当課との連携が必要不可欠となります。

そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体予算編成を踏まえながら、その確保に努めることとします。

(3) 町民との協働

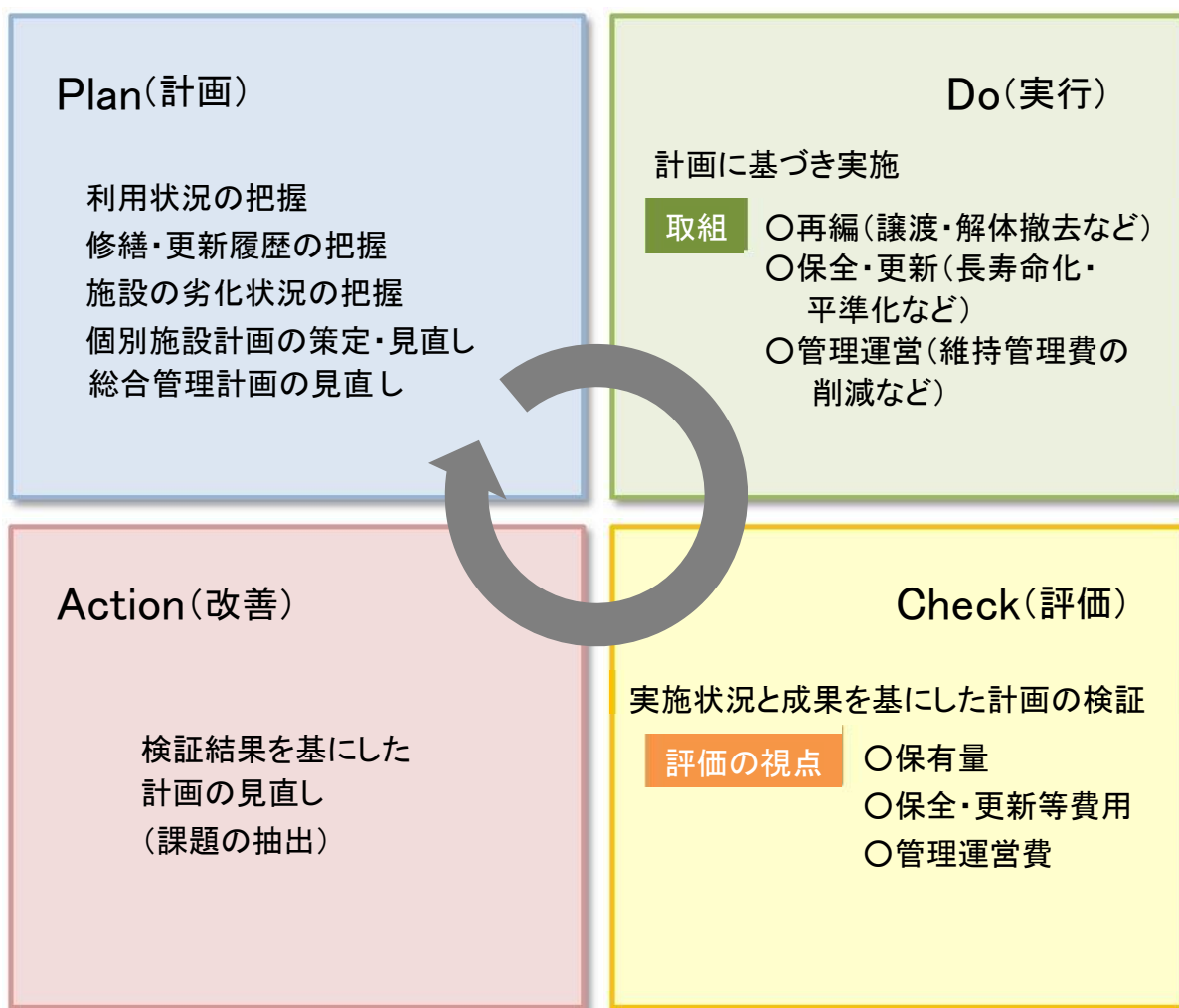
公共施設を用いたサービス提供にいたるまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境づくりを行います。さらに、公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進します。

(4) 職員の意識改革

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員ひとりひとりが意識をもって取り組んでいくことが必要となります。公共施設やインフラの現状、総合管理計画の導入意義などを十分理解し、経営的視点にたった総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような、町民サービスの向上のため自らが相創意工夫を実践していくことが重要です。

(5) フォローアップ（PDCAサイクル）の実施方針

本計画を着実に推進していくためには、下記の PDCA サイクルに基づき、継続的に計画の評価・見直しを行いながら推進していきます。



・最後に

本町の人口は昭和31年の11,728人をピークにその後減少に転じ、平成28年3月末現在で3,283人となっています。この人口が15年後の令和17年には1,960人と推測されており、現在より40%の減少が見込まれております。

本町は全18字を有し、各字地域には集落があり農業・漁業及び林業の一次産業を主に営んで暮らしておりました。

これら集落において、人口減少が進み、既に霧立地区は無人集落となっております。

また、その他の集落においてもその兆候はすでに見参され、現在人口の40%が減少する15年後には、数カ所の字(集落)で無人となることが予想されるほか、他の字でも若者の流出に伴う人口減少により急速な高齢化が予測され、その様な字では集落の維持が懸念されます。

これまでは、ある程度の集落人口があることで、どこの集落にも集会施設などの公共施設がありました。しかし、その施設も耐用年数に近づき、老朽化してきており、また、人口減少に伴い、その利用者が極端に減少しております。

人口推計や公共施設の利用状況等を考慮しながら、統廃合等を進める必要があることは明らかであり、それらを考慮した公共施設等の管理計画の策定・見直しが必要となってきます。

この様な状況から、国より公共施設等総合管理計画の策定要請を受け、今般、本町においても上記のとおり計画策定・見直しを行ったところであります。